



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通 9号

発行月：2019年4月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第9号として、春号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2019年春号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- 出願審査請求 p5
- 今後の意匠制度について p6
- 特許法の改正法律案について
- 海外の特許事情 p7
- 限定提供データに係る不正競争（平成30年改正）の留意点
- 銀座界隈「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

判例解説 知財高裁平成30年12月18日判決(平成29年(ネ)10086号)

第1. 初めに

本判決は、特許無効審判において請求不成立審決が確定した場合に、侵害訴訟において、同一の当事者が同一の無効理由に基づき無効の抗弁の主張を行うことができるかについて判断した知財高裁判決である。なお、以下においては、上記論点に関する部分のみを扱う。

第2. 事案の概要

本件は、名称を「美肌ローラ」とする発明に係る特許権(特許第5230864号。以下、「本件特許権」という。)を有する控訴人が、被控訴人が販売等する製品が本件特許権に係る発明の技術的範囲に属するとして、被控訴人にに対し不法行為に基づく損害賠償請求を行ったところ、原判決が控訴人の請求を棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴したものである。

本件特許権につき、被控訴人は、別途無効審判請求をしており(無効2016-800085号事件。以下、「本件無効審判請求」という。)、本件無効審判請求については、特許庁において、請求不成立審決(以下、「本件審決」という。)がされ、被控訴人がこれについて審決取消訴訟提起しなかったことから、本件審決がすでに確定していた。

被控訴人が本件無効審判請求において請求不成立となつた無効理由と同一の無効理由に基づく無効の抗弁及び権利濫用の抗弁の主張を行ったのに対し、控訴人は、本件審決の確定により、被控訴人が同一の無効理由を主張して無効審判請求をすることはできなくなつたことから、被控訴人の無効の抗弁及び権利濫用の抗弁の主張は認められないと主張した。

第3. 判旨

本判決は、以下のように述べて、被控訴人の無効の抗弁の主張及び権利濫用の抗弁の主張を排斥し、控訴人による控訴を認容した。なお、下線は筆者による。

「(2) 無効理由1について

ア 無効理由1は、本件無効審判請求と同じく、乙24公報に記載の主引例と乙25~31の1公報に記載の副引例ないし周知技術に基づいて進歩性欠如の主張をしたものであるから、無効理由1は本件無効審判請求と「同一の事実及び同一の証拠」に基づくものといえる。そして、本件審決は確定したから、被控訴人は無効理由1に基づいて本件特許の特許無効審判を請求することができない(特許法167条)。

特許法167条が同一当事者間における同一の事実及び同一の証拠に基づく再度の無効審判請求を許さないものとした趣旨は、同一の当事者間では紛争の一回的解決を実現させる点にあるものと解されるところ、その趣旨は、無効審判請求手続の内部においてのみ適用されるものではない。そうすると、侵害訴訟の被告が無効審判請求を行い、審決取消訴訟を提起せずに無効不成立の審決を確定させた場合には、同一当事者間の侵害訴訟において同一の事実及び同一の証拠に基づく無効理由を同法104条の3第1項による特許無効の抗弁として主張することは、特段の事情がない限り、訴訟上の信義則に反するものであり、民事訴訟法2条の趣旨に照らし許されないものと解すべきである。

そして、本件において上記特段の事情があることはうかがわれないから、被控訴人が本件訴訟において特許無効の抗弁として無効理由1を主張することは許されない。

イ 被控訴人は、特許法104条の3第1項の適用がないとしても、本件特許は無効理由1により無効にされるべきものであるから、本件特許権の行使は衡平の理念に反するし、いわゆるキルビー判決は、特許権を対世的に無効にする手続から当事者を解放した上で衡平の理念を実現するというものであるから、控訴人が被控訴人にに対し、本件特許権行使することは権利の濫用として許されないと主張する。

しかし、被控訴人は、本件訴訟と同一の当事者間において特許権を対世的に無効にすべく無効理由1に基づく無効審判請求を行い、それに対する判断としての本件審決が当事者間で確定し、上記アのとおり、無効理由1に基づいて特許法104条の3第1項による特許無効の抗弁を主張することが許されないのであるから、本件において、控訴人が被控訴人に対して本件特許権行使することが衡平の理念に反するとはいえず、権利の濫用であると解する余地はない。

(3) 無効理由2について

無効理由2は、無効理由1と主引例が共通であり、本件審決にいう相違点1A及び相違点2Aについて、「生体に印加する直流電源に太陽電池を用いること」が周知技術である、あるいは、副引例として適用できることを補充するために、新たな証拠(乙44公報及び乙45公報)を追加したものといえる。

本件審決は、相違点1B及び相違点2Bに係る構成の容易想到性を否定し、相違点1A及び相違点2Aについては判断していないのであるから、被控訴人が相違点1A及び相違点2Aに関する新たな証拠を追加したとしても、相違点1B及び相違点2Bに関する判断に影響するものではない。そうすると、無効理由2は、新たな証拠(乙44公報及び乙45公報)が追加されたものであるものの、相違点1B及び相違点2Bの容易想到性に関する被控訴人の主張を排斥した本件審決の判断に対し、その判断を蒸し返す趣旨のものにはかならず、実質的に「同一の事実及び同一の証拠」に基づく無効主張であるというべきである。したがって、本件審決が確定した以上、被控訴人は無効理由2に基づく特許無効審判を請求することができない。

そうすると、無効理由2についても上記(2)アにおいて説示したところが妥当するから、被控訴人が本件訴訟において無効理由2に基づき特許無効の抗弁を主張することは許されないものというべきである。」

第4. 解説

1 本判決前の事情

最判平成12年4月11日(キルビー判決)は、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく権利行使は、特段の事情がない限り権利の濫用にあたり許されないと判示し(権利濫用の抗弁)、平成16年特許法改正において、上記キルビー判決の法理を明文化したものとして、無効の抗弁につき規定された(特許法104条の3第1項)。これによって、特許の有効性につき侵害訴訟内において争うことが可能となり、同一の特許の有効性に関する議論が、特許庁における特許無効審判と、裁判所における侵害訴訟の両者で別個になされる余地が生じることとなった。

なお、キルビー事件において認められた権利濫用の抗弁には、特許法104条の3第1項に規定された無効の抗弁以外のものも含まれ得るため、平成16年改正後においても、無効の抗弁とは別に、権利濫用の抗弁につき主張することも可能であると解されている。

また、特許法は、167条において、「特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。」と規定し、紛争の一回的解決のため、特許無効審判の審決に、所謂一事不再理効を認めている。すなわち、一度特許無効審判請求を行い、請求不成立審決がなされた場合には、当該無効審判の請求人は、同一の事実及び同一の証拠を根拠として、再び無効審判請求を行うことは許されない。

なお、平成23年改正前の特許法167条には、「何人も、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。」と規定され、一度請求不成立審決が確定すると、当事者及び参加人に限らず、あらゆる者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて無効審判を請求できなくなるものとされていた。しかし、以前の審判に関与していない者まで一律に無効審判請求が不可能となる点には批判が強く、

平成23年改正において、「当事者及び参加人は」と改正され、直接無効審判に関わった者にのみ一事不再理効が働くこととなった。

ここで、167条の条文上、一事不再理効が直接働くのは、同一の事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求に対してのみである。

しかしながら、同一の特許の有効性に関する議論が蒸し返される点は、無効審判において請求不成立審決が確定した特許について、侵害訴訟において、同一の事実及び同一の証拠に基づいて無効の抗弁又は権利濫用の抗弁が主張された場合も同様であることから、このような抗弁の主張が許されるか否かが議論されていた。

2 本判決について

上記の事情のもとで、本判決は、同一の当事者間での紛争の一回的解決を実現するという特許法167条の趣旨は、無効審判請求手続の内部においてのみ適用されるものではないとした上で、直接的には訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）を根拠として、無効審判において請求不成立審決が確定した後に、同一当事者間の侵害訴訟において、同一の事実及び同一の証拠に基づいて無効の抗弁を主張することを、原則として否定した判決である。なお、本判決は、「特段の事情がない限り」として、例外的に無効の抗弁の主張が認められる余地を残しているが、いかなる場合に「特段の事情」が認められるかは明らかではなく、今後の判例の蓄積を待つ必要がある。

また、本判決は、同時に、キルビー判決に基づく権利濫用の抗弁の主張についても、無効の抗弁を主張することが許されない以上、特許

権者による特許権の行使が衡平の理念に反するとはいえないとして、同様に許されないものとしている。

なお、被控訴人は、無効理由2として、新たな証拠を追加した主張も行っていたものの、提出された証拠は、審決において判断され、請求不成立の根拠となつたものと別の相違点に関する証拠であり、審決において判断された相違点に関する判断には影響を与えないものであったことから、本判決は、当該主張についても、審決において判断された相違点に関する紛争を蒸し返すものであり、実質的に「同一の事実及び同一の証拠」に基づく無効主張であるとして、同様に許されないものとしている。

3 今後の留意事項

本判決によれば、特許無効審判において請求不成立審決が確定した場合、その影響は、同一の理由に基づく無効主張が原則として許されなくなるという形で、侵害訴訟にも強く及ぶこととなる。

したがって、無効審判を請求し、請求不成立審決がなされた場合に、審決取消訴訟提起の要否について判断する際には、侵害訴訟を見据えた慎重な検討が必要となる。一度無効審判請求を行つたのであれば、特許庁において請求不成立審決がなされたとしても、これを審決段階で中途半端に終わらせるべきではなく、およそ認められる余地が存しない場合でない限り、原則として審決取消訴訟の提起まで行うべきであると思われる。

出願審査請求

弁理士 荒船良男

一. 出願の審査及び出願審査の請求

特許出願の審査は出願しただけでは行われず、審査を行ってもらうには、別途、出願審査の請求が必要となります。この請求は出願人だけでなく他人もすることができ、他人がした場合には、その旨が出願人に通知されます。

二. 出願審査の請求をすることができる期間

出願審査の請求をすることができる期間は、出願の日から3年以内です。ただし、3年を経過した後であっても、①分割出願、②変更出願、③実用新案登録に基づく新出願であるときは、新たな出願の日から30日以内に限り出願審査の請求をすることができます。

三. 出願審査の請求がなかった場合の効果

期間内に出願審査の請求がされないと、出願が取り下げられたものとみなされます。また、一旦した出願審査の請求は取り下げることができません。

四. 期間を徒過した場合の救済措置

期間内に出願審査の請求がされなかつたために、取り下げたものとみなされた出願であっても、出願審査の請求をしなかつたことに正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内で、期間経過後1年以内に限り、出願審査の請求をすることができます。

この場合には、出願審査請求書に、その旨の請求であることを表示するとともに、理由を記載した回復理由書を提出し、証明書面を添付する必要があります。

これらの書類に基づいて、期間徒過の原因となった事象の発生前及び発生後に講じた措置が、状況に応じて必要とされるしかるべき措置であったといえるときに、正当な理由であると判断されます。

五. 出願審査の請求の手数料

出願審査の請求をするには所定の手数料を支払う必要があります。しかし、所定の中小企業その他の場合には手数料が免除乃至軽減される場合があります。

出願審査の請求をおこなうときは、1件につき基本手数料に1請求項につき所定の額を加えた額の手数料となります。この手数料は、出願審査の請求を行う者が支払うのが原則です。しかし、他人が出願審査の請求を行つた後に、出願人が補正により請求項の数を増加させたときにはその増加分は出願人負担となります。出願人が増加分を支払わなかつたときは出願が取り下げられたものとみなされます。出願人が出願審査の請求を行つた後に、出願人が補正により請求項の数を増加させたときにその増加分を支払わなかつた場合はその補正が却下されます。

六. 特定登録調査機関制度の利用による出願審査請求手数料の特例

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けたもの（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ出願について先行技術調査を行い、その結果をその者に交付します。出願人がその調査報告を提示して出願審査の請求をしたときには出願審査の手数料が軽減されます。

七. 通常実施権

出願審査の請求がされずに出願が取り下げられたものとみなされるとその旨が公報に掲載されます。その旨が公報に掲載されると、その発明については権利化されないものと信じ他人が実施する場合があるので、救済措置による回復の場合、所定の要件の下で、その他人に通常実施権が与えられます。

今後の意匠制度について

従前から特許庁内で議論されてきた今後の意匠制度の方向性が固まり、意匠法改正が遠からず実現する見込みです。現行の意匠制度が大幅に変わる改正のため、注目を集めています。改正案のポイントは以下のとおりです。

(1) 画像デザインの保護

- ①クラウド上の画像、壁や机上に投影される画像等を保護対象に加える。
- ②画像を含むアプリ等の「作成」や「ネットワークを通じた提供」等を侵害行為の対象とする。

— IoT やクラウドサービスの普及に伴い、画像については、現行制度の物品との関連性による制約は実態と合わなくなっています。物品に記録・表示されているかどうかにかかわらず、画像デザインの保護が可能となります。

(2) 空間デザインの保護

- 建築物（不動産）の外観、内装をはじめとする空間デザインを保護対象に加える。
- 店舗、オフィス等の空間デザインを重視する企業が増える一方で、現行制度では不動産は原則保護対象外であり、不正競争防止法、著作権法による保護には限界があるのが実情です。

(3) 関連意匠制度の拡充

- ①関連意匠の出願可能期間を、現行の「本意匠の意匠公報発行まで」から「本意匠の出願から 10 年以内」とする。
- ②関連意匠にのみ類似する意匠も、本意匠の出願から 10 年以内であれば、登録可能とする。（なお、①②いずれも、関連意匠の意匠権の存続期間は、現行制度と同様、本意匠の存続可能期間です。）
- 10 年以上の長期にわたってシリーズ商品を販売する企業が増えており、現行制度（本意匠の意匠公報発行まで約 8 ヶ月間）では対応できないためです。

(4) 意匠権の存続期間の延長

存続期間を、現行の「登録日より 20 年」から「出願日から 25 年」へ変更する。

— 存続期間満了まで権利維持されるケースの増加、存続期間の始期を創作法（特許法、実用新案法、意匠法）間で一致させ知財管理の効率化を図る狙い、が背景にあります。

(5) 複数意匠一括出願の導入

- 複数の意匠を一括して出願可能とする。
- ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度では、日本国を指定して複数意匠一括出願が可能です。出願手続の負担を軽減し、ユーザの利便性の向上を目指します。

(6) 物品区分表の見直し

物品区分表と同程度の区分の記載でなくとも、拒絶理由の対象としない。

— 多様な新製品の流通により、隨時の省令改正では機動的に対応することが困難なためです。

諸外国と調和させた本改正により、より効果的な意匠の保護が可能となります。日本企業のデザイン戦略の後押しとなり、企業競争力の益々の向上が期待されます。

文：弁理士 荒船 博司

特許法の改正法律案について

1. はじめに

平成 31 年 3 月 1 日に「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。今回、特許紛争時における侵害立訟と損害賠償額の算定の 2 点について見直しがなされる予定であり、内容について簡単に説明する。

2. 改正の概要

(1) 中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）の創設

特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立訟に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設する。

(2) 損害賠償額算定方法の見直し

- (i) 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとする。
- (ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

※(2)については実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

3. 改正の具体的な内容

(1) 中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）の創設

①背景

- 法特許、BtoB 製品など市場で手に入らない製品特許、ソフトウェア特許の侵害について、侵害を立証するための証拠の収集が困難である。
- 現行法上、文書提出・検証物提示命令が可能であり、平成 30 年法改正で、インカメラ手続を拡充したが、諸外国と比較し、当事者に証拠収集への協力を促す仕組みが不十分である。

②要件

- 侵害行為の立証に必要であることが明らかなものであること。
- 特許権侵害訴訟の相手方当事者による特許権の侵害の蓋然性が認められること。
- 他の手段（文書提出命令、検証物提示命令等）で収集が困難であること。
- 相手方の負担（金銭的負担等）が過度にならないこと。

④中立な技術専門家

- 裁判所が、例えば、弁護士、弁理士、大学教授等の中から専門家として指定する。

⑤査察のイメージ

- 技術専門家が被告の敷地・建物に立ち入り、証拠を収集して、報告書を作成する。

(2) 損害賠償額算定方法の見直し

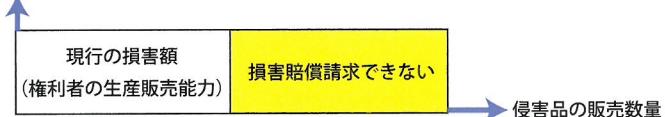
①背景

- せっかく特許を取得できても侵害した者勝ちになるケースが多い。
- 中小・ベンチャー企業にも十分な賠償が得られるようにする。

②権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害を認定

- 現行法（特許法第 102 条第 1 項）
権利者の生産・販売能力等を超える部分について損害賠償請求はできない。

一個当たりの利益



■ 改正法（特許法第 102 条第 1 項 + 第 3 項）

- 権利者の生産・販売能力等を超える部分について実施料相当額を請求できる。

一個当たりの利益



③ライセンス料相当額の増額

- ライセンス料相当額による損害額の算定において、特許権が無効でないことや、交渉の経緯等を考慮して、通常の交渉時よりも高い額が認められる。

4. まとめ

(1) 中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）の創設

特許侵害訴訟において、証拠の多くが特許侵害者側に存在するケースが多く、中立的な立場の技術専門家の立ち合いのもと、証拠収集が可能となることは、特許権者側にとって意義のある改正と思われる。

(2) 損害賠償額算定方法の見直し

実施能力が低い中小・ベンチャー企業にとっては、より多くの損害賠償金が得られる可能性が高まることは良いことと思われる。しかしながら、特許侵害の抑止という点においては、米国のような懲罰的賠償に一步踏み込んでもよいかと思われる。

★詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。

出典元：<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190301004/20190301004.html>

文：弁理士 赤澤 高



海外の特許事情



米国特許庁（U S P T O）は、2019年1月7日、「2019年度一特許適格性に関する改訂版ガイドライン」を公表した。従来と比べ、本ガイドラインでは、Alice 事件に基づく分析の第一ステップ（U S P T O のステップ 2 A）の適用方法に大きな変更がある。このステップでは、クレームが抽象概念（数学的概念、人間活動を構成する特定方法、精神的プロセス）に関するものかどうかを判断する。このガイドラインは、過去を含む全出願に直ちに適用される。また、U S P T O は、同日、「35 U. S. C. 112 を遵守するため、コンピュータにより実行される機能クレームの限定の審査」のガイドラインを公表している。

中国においては、2019年1月4日付けで中国特許法改正（改正草案稿）を決定し、これに対する意見募集を2019年2月3日までとした。この改正草案稿の全体的な方針は、主に、(1) 特許権者の合法的権益の保護のために特許権侵害の処罰強化や行政法執行の改善、(2) 特許の実施と利用の促進（発明者等に対するインセンティブ等）、(3) 特許制度の改善（意匠特許出願に6か月の国内優先制度の導入、意匠特許保護期間を15年に延長）である。具体的には、特許権侵害の処罰強化として、特許権の故意侵害に対して、損害額の1～5倍以内

の増額、举証責任の転換、医薬品特許期間延長制度（5年内）の導入、等である。

韓国では、懲罰的損害賠償などに関する改正特許法及び改正不正競争防止法が2019年7月9日から施行されることになった。侵害行為が「故意」と認められた場合、損害と認定された金額の3倍を超えない範囲で損害賠償額が定められる。

台湾では、2018年に知的財産局が受理した特許（特許、実用新案、意匠）の出願件数は7万3421件で、前年比で1%の小幅減少となった。特許の出願件数は4万7429件で、前年比3%の増加となっている。商標登録出願は8万4816件で、過去最高となった。

台湾における特許出願人を国別でみると、日本が引き続き最も多く、特許・実用新案・意匠の出願件数は合計で1万4169件であった。米国（7345件）がそれに次ぎ、3位は中国で3506件であった。

（以上は、現地代理人ニュースレターなどを参考としたものです。）

文：弁理士 荒船 博司

限定提供データに係る不正競争（平成30年改正）の留意点

弁護士 中井 英登

1はじめに

現在、IoT、ビッグデータ、AI等の技術情報の進展を背景に、多種多様なデータが繋がることにより、新たな付加価値が創出されることが期待されています。そこで、平成30年の不正競争防止法改正（施行日は、2019年7月1日）では、データ保有者である事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に、「限定提供データ」を定義し（第2条第7項），これに係る不正取得、使用・開示行為を不正競争として定めるとともに（同条第1項第11号～第16号），利用者側の萎縮効果にも配慮して、その適用を除外する行為も規定しました（第19条第1項第8号）。以下、この制度の留意点について、述べます。

2保護対象について

「限定提供データ」とは、①業として②特定の者に提供する情報として③電磁的方法により相当量蓄積され、かつ、④同方法により管理されている⑤技術上又は営業上の情報ですが、⑥「秘密として管理されている（秘密管理性）」ものは除かれます（注1）。上記の秘密管理性は、「営業秘密」（第2条第6項）の要件の一つです。そして、「営業秘密」は、事業者が秘密として管理する情報であるのに対し、「限定提供データ」は、一定の条件を満たす特定の外部者に提供することを目的とする情報です。両者は排反の関係にあるため、契約または利用規約で秘密保持条項を設ける一方で、「営業秘密」の要件の一つである非公知性の要件を満たさない場合には、いずれの保護も受けられなくなるおそれがあることに、注意が必要です（注2）。

3「不正競争」となる行為について

「限定提供データ」に係る行為については、全体としてデータの流通や利活用が促進されるよう、限定提供データ保有者の利益を直接的に侵害する行為等の悪質性の高い行為（「取得」「使用」又は「開示」）を「不正競争」として規定しています（第2条第1項第11号～第16号）（注3）。そのため、「営業秘密」に係る不正競争行為と比べると、以下の点で、「不正競争」となる行為が限定されています（注4）。

- (1)著しい信義則違反類型（第14号）において、限定提供データの「使用」は、限定提供データの管理にかかる任務に違反する横領・背任に相当するような著しい信義則違反の態様のものに限って、不正競争行為となります。
- (2)限定提供データの転得者（取得時悪意型—第12・15号、事後の悪意型—第13・16号）については、不正競争行為とされるのは、限定データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為が介在していたこと等を知っていた場合に限られ、知らないことについて重過失があった場合は含まれません。すなわち、限定提供データの転得者には、不正の経緯の有無や確認等の注意義務や調査義務は、課されていません。
- また、限定提供データ不正開示行為の転得者（第15・16号）において、悪意（認識）の対象となる「不正開示行為」は、図利加害目的での開示に限られ、守秘義務違反等の契約違反による開示を認識するだけでは足りません。
- (3)転得者が、事後的に限定データ不正取得行為が介在していたこと等を知った場合には、限定提供データの「使用」は不正競争行為となりません。また、その場合、限定提供データを「開示」する行為は不正競争行為となりますが、その行為がデータ提供者との契約の範囲を超なければ、後述のとおり、差止請求等の対象外とされます。
- (4)「営業秘密」では、営業秘密を使用することにより生じた物の譲渡も不正競争とされています（第10号）。しかし、限定提供データを使用することによって生じた物の譲渡については、不正競争行為とされていません。そのため、例えば、不正取得した限定提供データである生データから作成された学習用データセットやAIの学習済みデータモデルを譲渡する行為は、原則として、不正競争行為となりません。

4救済手段について

不正競争行為に対しては、差止請求（第3条）、損害賠償請求（第4条）の民事的救済を求めるすることができます。ただし、取引によって限定提供データを取得した者が、「限定提供データ」の不正行為の介在等に関して悪意に転じる前に、契約等に基づいて取得した権原の範囲内で「開示」する行為については、これらの救済規定は適用されません（第19条第1項第8号イ）。また、「その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データ」を取得、開示または使用する行為についても、同様です（同号ロ）。

なお、刑事罰の導入については、データの利活用の萎縮に配慮して、平成30年改正では、見送りとなりました。

（注1）各要件の具体例については、平成30年11月20日に経済産業省より公表された、「限定データに関する指針（案）」8頁以下参照

（注2）福岡真之介他著「データの法律と契約」90頁参照

（注3）前掲「限定データに関する指針（案）」18頁参照。なお、同頁のイメージ図は、「不正競争」となる行為類型の構造を把握する上で、非常に参考になります。

（注4）前掲「データの法律と契約」96頁参照

銀座界隈

てくてく グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します



MAP



Morceau (モルソー)

住所：千代田区有楽町 1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 2階 電話：03-6550-8761



『かけがえのないひと時に、美味しさと楽しさの「morceau(かけら)」を』をコンセプトにした、人気シェフ・秋元さくら氏が手掛ける目黒のフレンチビストロが、東京ミッドタウン日比谷に移転。日比谷公園を見渡す緑あふれる景色を楽しみながら、旬の食材をふんだん使用した料理を堪能できる。特にシェフのスペシャリテ『ふんわり雪チーズオムレツ』は絶品。(ランチコースは2,800円と4,600円(ともに税抜)の2種類。)

■営業時間

ランチ 11:00 ~ 15:00 (L.O./14:00) ディナー 18:00 ~ 23:00 (L.O./22:30)



アーブルヴィラージュ

住所：中央区銀座 4-5-7 銀座木村家 4F 電話：03-3561-0091



銀座4丁目交差点のほど近くにある、あんばんで有名な銀座木村家が営む上質なフレンチビストロ。ランチコースは3,800円からで、ランチプレート2,500円やアラカルトもあり。料理の注文をすると7・8階で焼き上げたパンの盛り合わせのバスケットがついてくるのも嬉しい。1Fのベーカリーが注目されがちだが、2Fに喫茶、3Fには洋食グリルもあり、銀座木村家は実は充実したグルメタワー。(価格は税込)

■営業時間

ランチ 11:00 ~ 14:30 (L.O.)
ディナー 17:00 ~ 21:00 (L.O./20:00)



KOYO

光陽國際特許事務所

光陽國際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>